

研究会の背景について
— 家族形態の変化 —

我が国の人口の動向について

生産年齢人口(15~64歳)は7656万2千人、割合は60.3%で、平成4年以降低下を続ける。65歳以上人口の割合は上昇が続き、初めて27%を超える。

図1 わが国の人口ピラミッド(平成28年10月1日現在)

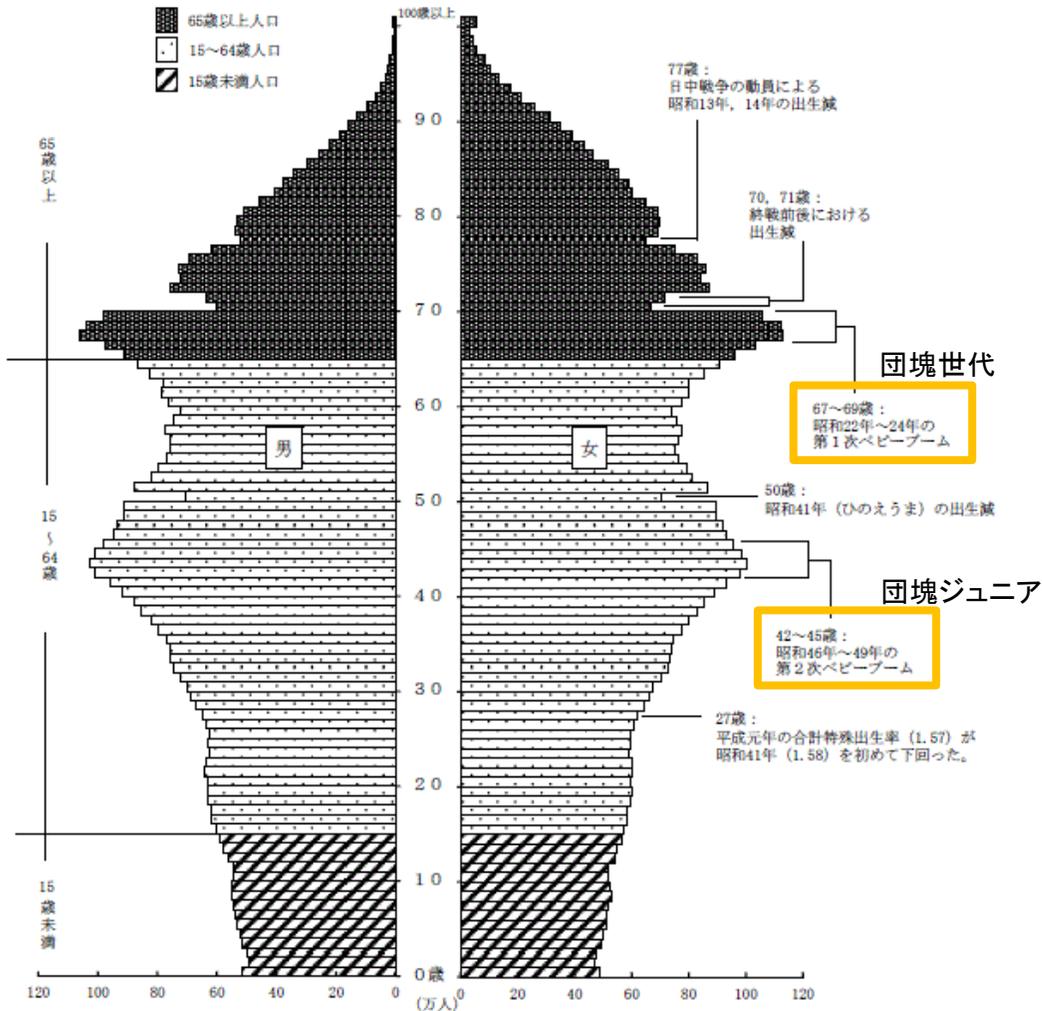
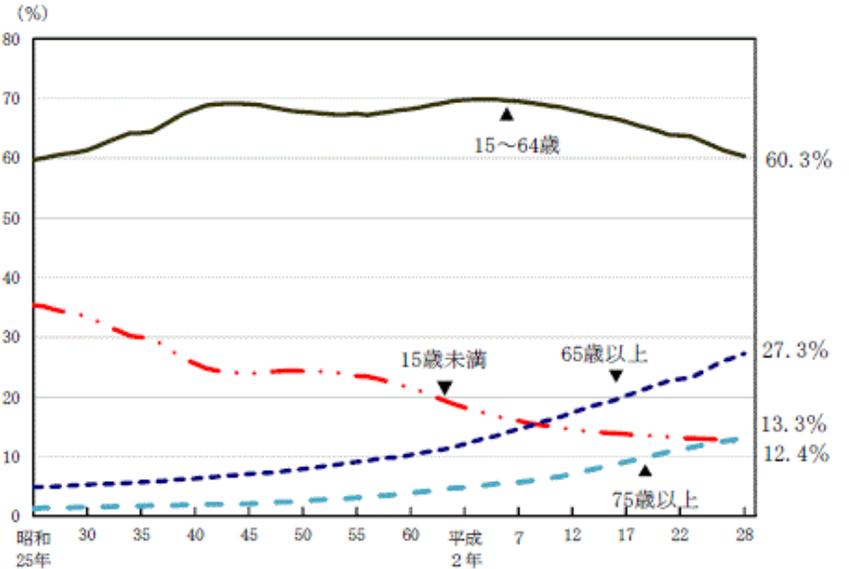


図2 年齢3区分別人口の割合の推移(昭和25年~平成28年)



「人口推計(平成28年10月1日現在)」における年齢別人口(万人)

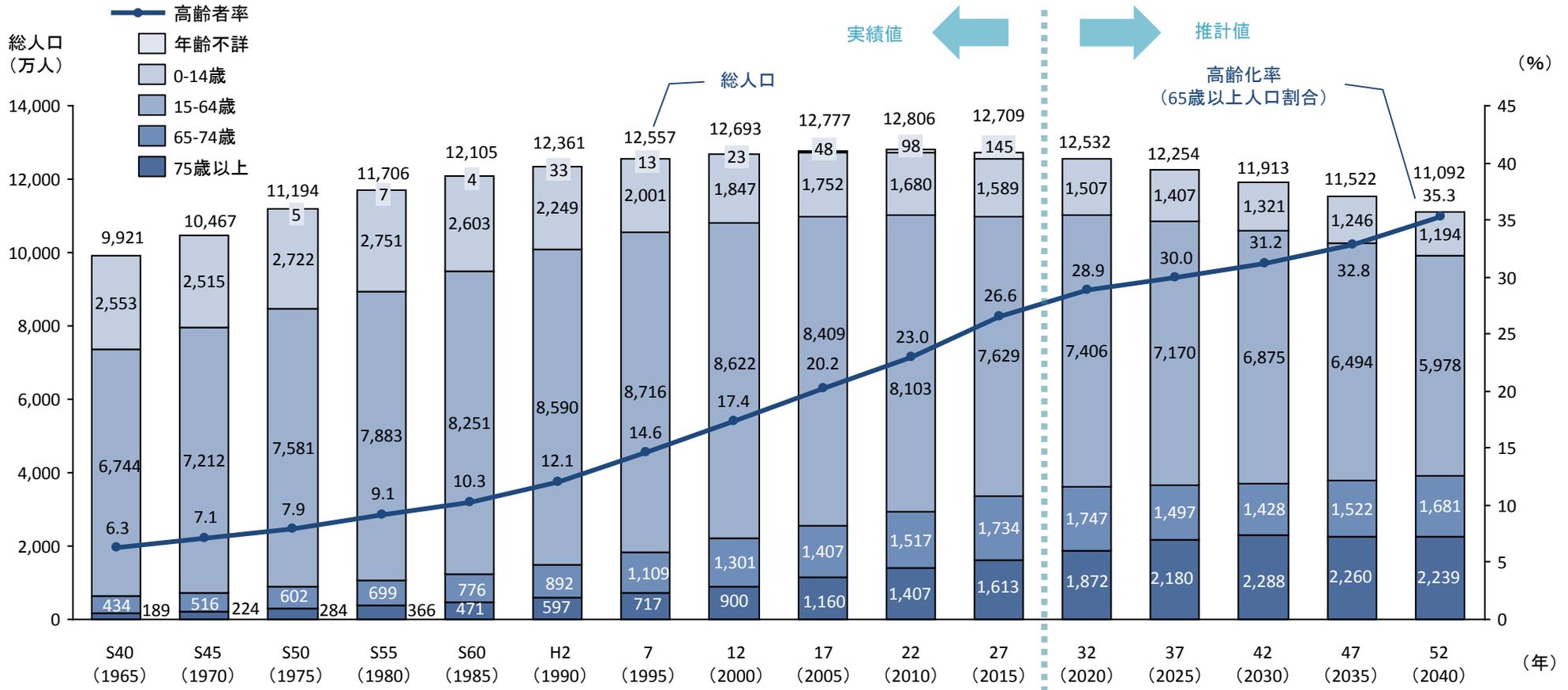
	総数	男性	女性
団塊世代 (67~69歳平均)	213.1	102.7	110.4
団塊ジュニア (42~45歳平均)	198.8	100.7	98.2
(参考) 35歳	151.2	76.7	74.5
(参考) 25歳	122.1	62.6	59.5

人口減少・高齢化の進展

高齢化の進展

高齢化の進行度合いを推し量る高齢化率(65歳以上人口割合)は、2015年の26.3%から増加を続け、2040年には35.3%に達する。

高齢化の推移と将来推計



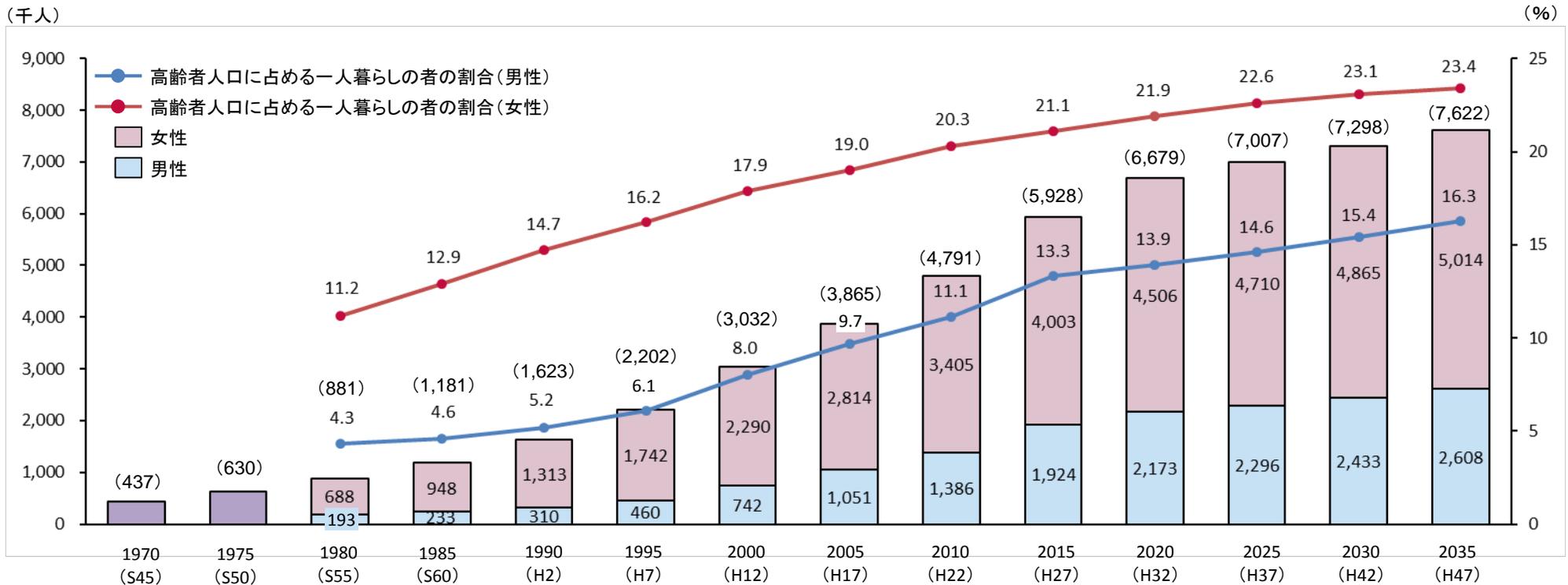
資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果
 (注)2016年以降の年齢階級別人口は、総務省統計局「平成27年国政調査 年齢・国籍不詳を按分した人口(参考表)」による年齢不詳を按分した人口に基づいて算出されていることから、年齢不詳は存在しない。なお、1950年～2015年の高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている。

家族形態の変化

一人暮らし高齢者の増加

65歳以上の一人暮らし高齢者数は、男女ともに、増加傾向が顕著である。2015年には男性192万4千人、女性400万3千人であったが、20年後の2035年には男性が68万4千人、女性が101万1千人増加し、男性260万8千人、女性501万4千人になると見込まれている。

65歳以上の一人暮らし高齢者の動向



資料：2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(2013(平成25)年1月推計)」、「日本の将来推計人口(平成24(2012)年1月推計)」

(注)「一人暮らし」とは、上記の調査・推計における「単独世帯」又は「一般世帯(1人)」のことを指す。

棒グラフ上の()内の値は65歳以上の一人暮らし高齢者の男女計。(四捨五入のため合計は必ずしも一致しない。)

出所)内閣府 平成29年版「高齢社会白書」

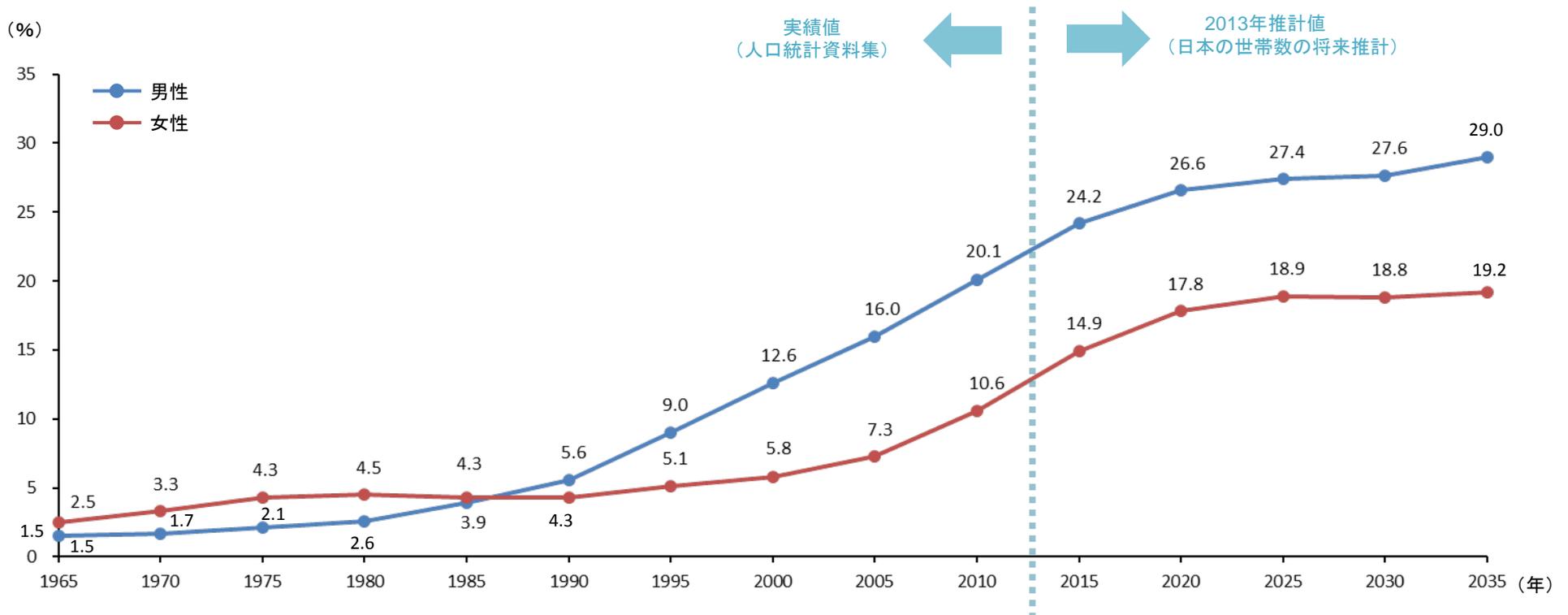
1970年及び1975年の値については男女別なし。出所)総務省「国勢調査」

家族形態の変化

生涯未婚率の増加

生涯未婚率は、2015年に男性24.2%、女性14.9%である。今後も増加を続け、20年後の2035年には男性29.0%、女性19.2%を占めるようになる。

生涯未婚率の推移



(注)生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2010年までは「人口統計資料集(2015年版)」、2015年以降は「日本の世帯数の将来推計」より、45～49歳の未婚率と50～54歳の未婚率の平均。

資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(2013年1月推計)」、「人口統計資料集(2015年版)」

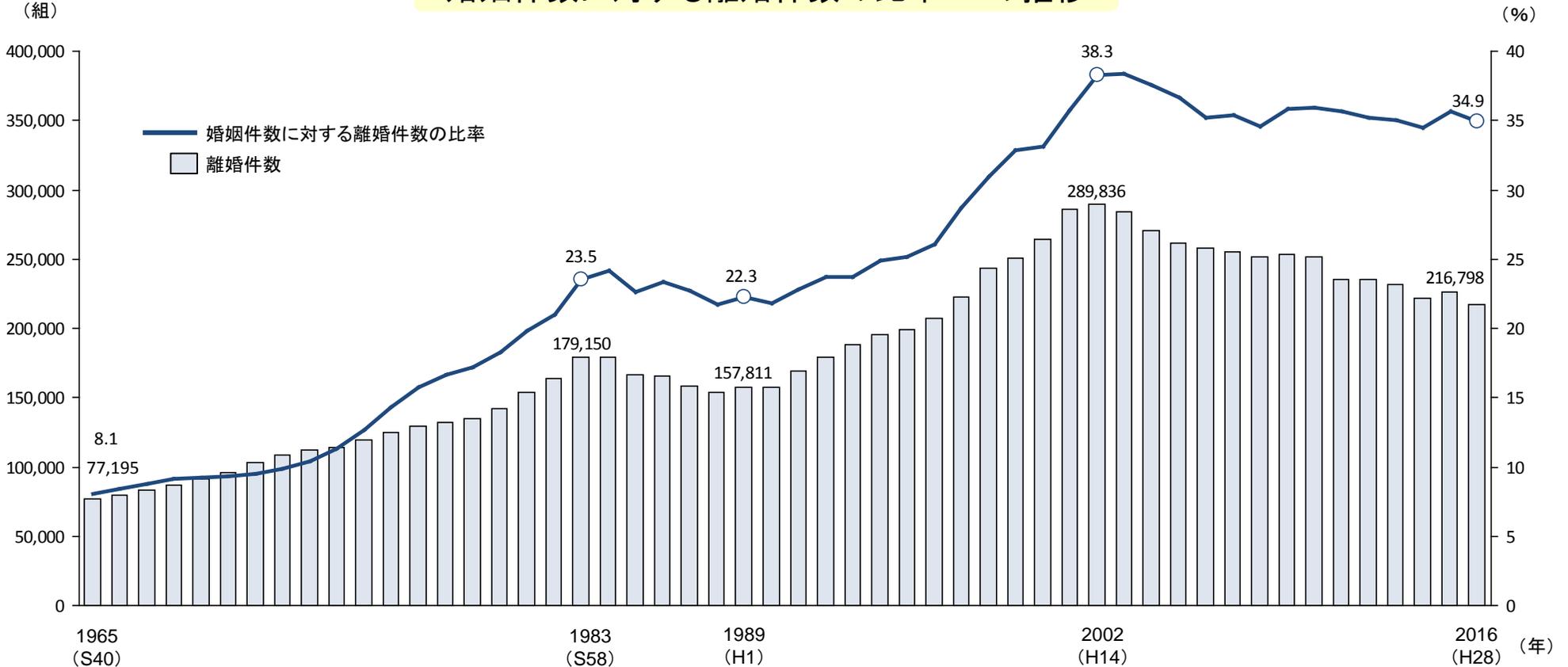
出所)平成28年版「厚生労働白書」、総務省「国勢調査」

家族形態の変化

婚姻件数に対する離婚件数の比率の上昇

各年の婚姻件数に対する離婚件数の比率は、1965年は8.1%であったが、その後上昇し、2016年には34.9%となっている。
 (10組に1組が離婚) (3組に1組が離婚)

婚姻件数に対する離婚件数の比率^(注)の推移



(注) 各年の離婚件数を、各年の婚姻件数で除した割合として表わす。

所有者不明土地とは

- 「不動産登記簿等の所有者台帳により、所有者が直ちに判明しない、又は判明しても所有者に連絡がつかない土地」をいう。

- 具体的には…
 - ・ 所有者の探索を行う者の利用できる台帳が更新されていない、台帳間の情報が異なるなどの理由により、所有者（登記名義人が死亡している場合は、その相続人も含む。以下同じ。）の特定を直ちに行うことが難しい土地
 - ・ 所有者を特定できたとしても、転居先が追えないなどの理由により、その所在が不明である土地
 - ・ 登記名義人が死亡し数代にわたり相続登記がされていないなど、相続人が多数となっており、その所在の探索が困難となっている土地
 - ・ 所有者の探索を行う者の利用できる台帳に、全ての共有者が記載されていない共有地（例：不動産登記簿の所有者欄に「山田太郎外10名」との記載しかない場合等）

など

所有者探索に関する意見

- 所有者の探索・特定の過程で、住民票の除票や戸籍の附票の除票の保存期間が5年(住民基本台帳法施行令第34条第1項)であるために、所有者を探索できない場合があることから、次のような意見がある。
 - ・住民票や戸籍の附票の**除票の保存期間5年を延長すべき**
 - ・5年を超えて除票を保存している市町村において、**除票が廃棄されないようにすべき**

○**自民党** 所有者不明土地等に関する特命委員会
中間とりまとめ(平成29年6月1日)

3 関連する環境整備

(1)所有者の探索(抜粋)

- ・所有者不明土地等へのマイナンバーや本籍情報の活用を見据え、これらの情報と住民票等の情報との連携により円滑な所有者探索を行うことができる方策を検討すべきである。

○**公明党**「成長戦略2017」(平成29年5月19日)

○相続登記の促進(抜粋)

- ・住民票の除票、戸籍の附票の除票、家庭裁判所における相続放棄申述記録の保存期間の伸長等について、関係省庁が一体となって検討する。

除票の保存期間の延長に関する市町村の声

- 国が不動産登記の義務化をすべきであるのに、市町村の負担になるようなことをしないでほしい。
- 居住関係の公証という住民票等の主たる目的に照らして、除票上の過去の個人情報を一律に長期にわたり保存することが適当かどうか。
- 長期にわたり保存する場合、
 - ・保存ディスクの増量、増加する証明書発行業務に係る人員の確保が必要。システム更新の際、旧システムからの除票データの移設にコストがかかる。
 - ・旧システム上に除票データを残している市町村では、老朽化によりデータ消失のおそれもある。
 - ・電算化以前の古い除票を紙保存している市町村では、保存スペースの確保が必要であり、また、証明対象者の検索に係る事務負担が大きい。